

### （事業の目的）

第1条 居宅で療養生活を送る中で要介護又は要支援状態となり、通院が困難な者に対して定期的に訪問し、病状の観察や処置、家庭での看護に関する相談に応じることにより、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを目的として、居宅療養管理指導サービス又は介護予防居宅療養管理指導サービスを提供する。

### （運営の方針）

第2条 社会福祉法人健光園の福祉の理念「生涯地域居住」に基づくと共に、介護保険法、その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)」、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第35号)」等に定める内容を遵守する。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- 3 利用者の心身機能の改善や環境整備等を通じて自立を支援し、生活の質の向上に努め、介護予防が図れるよう目的を設定し、計画的にサービスを提供する。
- 4 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村・居宅サービス事業者・介護保険施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

### （事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 健光園あらしやま診療所
- (2) 所在地 京都市右京区嵯峨柳田町36-5

### （実施主体）

第4条 事業の実施主体は社会福祉法人健光園とする。

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者
  - 一 医師1名を配置する。
  - 二 事業所の行う業務を統括し、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な命令を行い、従業者を指揮管理する。
- (2) 医師
  - 一 1名以上を配置する。
  - 二 訪問診療等及び必要な療養管理指導を行う。
- (3) 看護職員

- 一 1名以上を配置する。
- 二 利用者の健康状態を的確に把握すると共に、利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。

#### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は火曜日午前・木曜日午後・金曜日午前・土曜日午前とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は午前を9時～12時、午後を14時～17時までとする。
- (3) 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

#### (指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第7条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅療養管理指導計画又は介護予防居宅療養管理指導計画に基づき、利用者の療養上必要な指導や助言を行う。

- 2 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録すると共に、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。
- 3 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導計画作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、当該計画書を交付する。
- 4 居宅療養管理指導計画又は介護予防居宅療養管理指導計画は、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 5 自らその提供する指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 6 指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は居宅サービス計画の作成、提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

#### (利用料及びその他の費用の額)

第8条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の利用料については厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際には、居宅療養管理指導サービス費用基準額に相当する額とする。

- 3 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
- |              |        |      |
|--------------|--------|------|
| (1) 移動に要する費用 | 1 回当たり | 550円 |
|--------------|--------|------|
- 4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (通常の見問実施地域)

第9条 訪問を実施する地域は、通常、京都市の右京区の一部で、国道162号線高雄小学校より南、四条通より北(梅津段町から上野橋より西、萩原堤四条までを含む)、清滝川より東、西大路通より西の各地域とする。

- 2 その他の地域についても相談に応じる。

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導を受けようとする際には、あらかじめ利用申込み者又はその家族は運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書の交付及び説明を受け、サービス内容等について合意の上でそのサービスの提供を受けること。

#### (秘密保持)

第11条 従業者は、個人情報に関連する法令その他関係法令、厚生労働省のガイドライン及び法人の定める「個人情報に関する基本規程」を遵守し、個人情報の保護を図る。

- 2 法人の定める「個人情報の利用等に係る同意書」によってあらかじめ利用者の同意を得た場合には、必要な範囲で個人情報を収集、利用又は法人が必要と判断する第三者に提供できるものとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第12条 指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに必要な措置を講じる。

#### (事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、事故の状況に応じて市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者や地域包括支援センターに連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

#### (虐待防止のための措置)

第14条 利用者の人権を擁護し、虐待を防止するために次の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための指針を整備する。
- 二 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、職員にその結果の周知徹底を図る。
- 三 虐待を防止するための研修を職員に対して定期的に行い、加えて新規職員

に対して採用時に行う。

四 上記一～三の措置を適切に実施するための責任者を置く。

- 2 職員・家族・親族・同居人・成年後見人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報する。

#### (身体的拘束の禁止)

第 15 条 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所全体で次の 3 点すべてに当てはまると確認した時に、緊急やむを得ない場合として身体的拘束を行う。
  - 一 利用者や他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高い場合
  - 二 行動制限をする以外に代替方法がない場合
  - 三 行動制限が一時的なものである場合
- 3 身体的拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況を記録する。

#### (感染症対策)

第 16 条 感染症や食中毒の発生を予防するとともにまん延等を防止するため、次の対策を講じる。

- (1) 感染症や食中毒の発生やまん延防止のための指針を整備する。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果を職員に周知する。
- (3) 職員に対して感染症や食中毒の発生やまん延防止のための研修を年 1 回以上行い、加えて新規職員に対して採用時に行う。
- (4) 職員に対して感染症や食中毒の発生やまん延防止のための訓練を年 1 回以上実施する。
  - 2 感染症や食中毒の発生予防とまん延等防止のため、必要に応じて京都市に助言や指導を求める。

#### (ハラスメントの禁止)

第 17 条 利用者及び家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなす。

- 一 パワーハラスメント
    - イ) 身体的暴力 (叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為)
    - ロ) 精神的暴力 (大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為)
  - 二 セクシュアルハラスメント (職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為)
  - 三 カスタマーハラスメント (長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭補償の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為)
  - 四 その他のあらゆるハラスメント行為
- 2 職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士

等に相談の上で、契約を解消する場合がある。

#### (苦情処理)

第 18 条 提供した指定居宅療養管理指導又は指定介護予防居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等、必要な措置を講じる。

#### (衛生管理等)

第 19 条 事業所の設備及び備品について、衛生的な状態が維持されるような管理に努める。  
2 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

#### (掲示)

第 20 条 事業所の見やすい場所に、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

#### (その他運営に関する留意事項)

第 21 条 設備、備品、従業者、会計に関する諸記録の整備を行う。また、サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から 5 年間保存する。  
2 会計は他の会計と区別し、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までを会計期間とする。  
3 本事業の社会的使命を十分認識し、常に従業者の資質向上を図るため、研修等の機会を設けると共に業務体制を整備する。  
4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人健光園理事会において定めるものとする。ただし、軽微な事項については、理事長の専決事項とする。

#### 附則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。  
平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
平成 31 年 2 月 1 日から施行する。  
令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
令和 5 年 8 月 1 日から施行する。  
令和 6 年 4 月 1 日から施行する。